



## 亀山里山公園「みちくさ」と 亀山森林公園「やまびこ」の 開園時間を短縮します

環境産業部環境保全室(☎82-8081)、環境産業部森林林業室(☎84-5068)

亀山里山公園「みちくさ」と亀山森林公園「やまびこ」の開園時間を次のとおり短縮します。

**短縮期間** 11月1日(日)～平成28年1月31日(日)

**開園時間** 午前8時30分～午後4時

## 父子家庭のお父さんや 母子家庭のお母さん等へ 児童扶養手当を支給します

健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室(あいあい ☎84-3315)

一人親家庭などの保護者へ児童扶養手当を支給します。

**支給対象者** 配偶者の死亡もしくは障がい、または離婚などにより、子ども(18歳になってから最初の3月31日まで、または一定の障がいがある人は満20歳未満)を養育している人

**支給額(月額)**

▷子ども1人の場合…全部支給42,000円、一部支給41,990円～9,910円

▷子ども2人以上の加算月額…2人目は5,000円、3人目以降1人につき3,000円

※養育する子どもの数や支給対象者の所得等により受給額が決まります。

※前年の所得等が一定額以上ある場合は、手当は支給されません。

**支給時期** 4月、8月、12月

## 道路に張り出している 樹木などの伐採のお願い

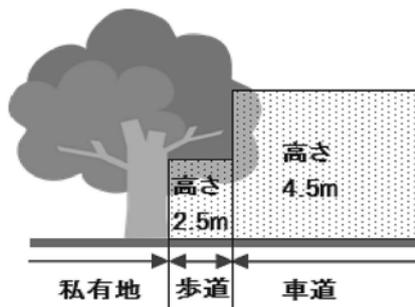
建設部維持修繕室(☎84-5129)

私有地から道路や歩道へ樹木や竹の枝が張り出していると、歩行者や自動車などの通行に支障となるだけでなく、事故が発生す

る恐れがあります。土地所有者の人は建築限界を守り、定期的な剪定や伐採をお願いします。

建築限界とは、道路を安全に通行するために、一定の幅、一定の高さの範囲内には、通行の障害となるものを設けてはならない「空間」を定めたものです。高さについて車道の場合は4.5m、歩道の場合は2.5mの範囲に、通行の障害となるもの(樹木や看板など)は置いてはならないと規定されています。

### ●建築限界の範囲



## 住宅取得や生活資金の 貸付制度を設けています

環境産業部商工業振興室(☎84-5049)、東海労働金庫亀山支店(☎82-8111)

市では勤労者の生活を支援するため、東海労働金庫と協力して、次の貸付制度を設けています。

貸付を希望する人は、東海労働金庫亀山支店へ直接お申し込みください。

### 勤労者持家促進資金貸付

**用途** 市内に自己が居住するための住宅を新築、増改築または購入するための資金

**融資額** 2,000万円以内

**融資期間** 35年以内

**利率** 東海労働金庫所定金利より0.1%優遇

### 勤労者生活資金貸付

**用途** 市内に居住する勤労者の生活(教育、医療・介護、出産・育児、自動車)に必要な資金

**融資額** 200万円以内

**融資期間** 10年以内(教育資金は

15年以内)

**利率** 東海労働金庫所定金利より0.3%優遇

## 国民健康保険税収納 コールセンターを開設します

市民文化部保険年金室  
(☎84-5006)

平成27年度国民健康保険税について、納期限を過ぎても納付が確認できない人に、「三重県国民健康保険税収納コールセンター」から電話で納付を呼び掛けます。

### 注意事項

▷電話をする際は、必ず「三重県国民健康保険税収納コールセンターの〇〇です」と名乗り、未納の保険税をお知らせします。

▷コールセンターから還付金の案内や納付のために口座を指定して振込を求めるなど、金融機関でのATM(現金自動預払機)の操作を指示することは絶対にありません。

※不審な点がありましたら、市民文化部保険年金室へお問い合わせください。

▷金融機関やコンビニエンスストアで納付しても、納付の確認に2週間程度かかる場合があるため、行き違いで電話することもありますのでご了承ください。

## 水源地域内の土地取引の事前届出

県農林水産部森林・林業経営課  
(☎059-224-2564)

三重県水源地域の保全に関する条例が7月10日に施行されました。

平成28年1月1日以降に水源地域内の土地取引を行う場合は、30日前までに県へ届け出を行ってください。届け出が必要な水源地域については、県農林水産部森林・林業経営課へお問い合わせください。

**届出先** 県四日市農林事務所